

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

|              |   |
|--------------|---|
| 議題           | 大阪にふさわしい大都市制度のあり方について   |
| 日時           | 令和2年7月9日(木) 13時50分 ~ 14時40分   |
| 場所           | 京王プラザホテル多摩  |
| 出席者          | (特別顧問) : 金井特別顧問<br>(職員等) :<br>副首都推進局理事、制度企画担当部長、制度企画担当課長代理  |
| 論点           | ○大都市制度の検討状況について   |
| 主な意見         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員採用の公平性の面から、公平委員会ではなく、人事委員会を設置することが望ましい。条例で採用の事務を公平委員会に担わせることはできるが、その条例の制定が区長のポリシーで決まるようでは不十分と思われる。各特別区がそのような条例を制定すべき。さらにいえば、各特別区の人事委員会の事務を、特別区で設置する一部事務組合が担うことが、政治と人事行政の距離のあり方としては望ましい。東京の各特別区は、特別区人事・高齢事務組合を設置して、共同の人事委員会を置いている。</li> <li>・特別区設置決定後の大阪市の採用は、「〇〇区職員含み」とすべき。また、特別区間で人事交流があるほうがよい。現在の大阪市職員については、府区に配属後も人事交流を想定したほうが良い。</li> <li>・理念に立ち返り、特別区が開発は指向しないことを確認すべき。</li> </ul> |
| 結論           | 特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。  |
| 説明等資料        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）案の概要</li> <li>○特別区設置協定書（案）と旧協定書の主な相違点</li> <li>○住民投票が11月上旬の場合の想定スケジュール</li> <li>○特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）（案）</li> <li>○特別区設置協定書（案）</li> </ul>   |
| 備考           |   |
| 関係部局<br>(室課) |   |